玉村町あらゆる差別をなくし一人ひとりの人権が守られる社会をめざす条例（素案）に関するパブリックコメントの実施結果について

■意見の募集期間：令和７年 12 月 10 日（水曜日）から令和８年１月９日（金曜日）

■提出があった意見数：４人 14 件

番号	ご提出いただいたご意見等の内容	町の考え方
1	第６条禁止事項にある「出自」とは、何を指すのでしょうか。憲法第 14 条を踏まえれば、おそらく「門地」のことだと思われますが、「出自」を「門地」に変えるのはいかがでしょうか。 また、「部落差別の解消の推進に関する法律」をもとに、「部落差別をしてはならない」と明記するのはいかがでしょうか。	第６条第１項における「出自」とは、「出どころ」や「生まれ」をいい、本条例においては、「被差別部落の出身であること」を含みます。「門地」とは、一般的に「いえがら」を意味します。 部落差別に限らず、あらゆる不当な差別の解消をめざす趣旨で制定する本条例においては、「門地」ではなく、「出自」としています。
2	(1)　不当な差別行為に対しての規制・罰則、町に対する報告、差別行為者に対する指導及び被害者の救済を規定して欲しい。	(1)　本条例は、玉村町として、あらゆる差別とそれに基づく人権侵害が生じない社会をめざし、不当な差別が許されないことについて、町民や事業者の皆さまと認識を共有する趣旨で制定する理念条例であるため、罰則や指導、町への報告、不当な差別を受けた方への救済措置は規定していません。 しかしながら、ご意見いただきましたとおり、不当な差別を受けた方への支援については大変重要ですので、引き続き、人権問題に関する相談窓口の周知や、啓発事業等に取り組みます。

番号	ご提出いただいたご意見等の内容	町の考え方
	(2)　条例の名称、第１条(目的)及び第２条(基本理念)に、差別をなくすだけでなく、町として差別を禁止又は許さないという、玉村町としての強い意志を表現して欲しい。また、第３条(町の責務)に「あらゆる差別を禁止し」という文言を追記して欲しい。	(2)　本条例の目的は、第１条(目的)において規定するとおり、「誰もが互いに個性を尊重し、人権侵害が生じることのない社会を実現すること」であり、また、第２条(基本理念)において、当該目的を達成するに際して、不当な差別を許さないといった基本的な考え方を規定しています。さらに、本条例の目的を達成するため、第６条(禁止事項)において、あらゆる不当な差別の禁止を規定しています。
	(3)　第４条(町民の役割)及び第５条(事業者の役割)に「あらゆる差別を許さず」という文言を追記して欲しい。	(3)　第２条(基本理念)において、不当な差別を許さないという考え方を規定しているため、第４条及び第５条においては規定していません。
	(4)　第３条(町の責務)の規定に、次の２項を追加で規定して欲しい。※被害者救済と差別行為者への指導を規定する趣旨 「２　町は、あらゆる差別行為の情報収集をおこない、被害救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。」 「３　町は、差別行為が確認された場合、その行為をおこなったものに対して差別行為が行われないように指導するものとする。」	(4)　(1)のご意見に対する町の考え方をご確認ください。

番号	ご提出いただいたご意見等の内容	町の考え方
	(5)　第４条(町民の役割)の規定に、次の１項を追加で規定して欲しい。 「３　町民は、差別行為が確認された場合速やかに町に報告するものとする。」 (6)　第５条(事業者の役割)の規定に、次の１項を追加で規定して欲しい。 「４　事業者は、差別行為が確認された場合速やかに町に報告するものとする。」 (7)　第６条(禁止事項)について、「出自」に部落問題が含まれていると思われますが、部落問題について、「被差別部落出身者」又は「同和地区関係者」等、直接的に記載して欲しい。	(5)　(1)のご意見に対する町の考え方をご確認ください。 (6)　(1)のご意見に対する町の考え方をご確認ください。 (7)　【番号１】のご意見に対する町の考え方をご確認ください。
３	条例案拝見しました。差別を無くし人権が守られる社会はとても大切だと考えています。 しかしながら、わざわざ条例にすることに逆に懸念を抱いております。 第五条までは、とても素晴らしい内容です。しかし第六条のヘイトスピーチに関するところからは心配です。例えば、極端	社会や経済のグローバル化の進展などを背景に、日本で生活する外国籍の住民の比率は増加しています。これは、玉村町においても同様です。 地域社会の一員として暮らす外国籍の住民が増加する中で、言語や生活習慣などの違いによる相互理解の不足から、外国籍の住民に対する不当な差別や偏見が生じ、人権侵害につながることが

番号	ご提出いただいたご意見等の内容	町の考え方
	な話になるかもしれませんが、玉村町にモスクの建設計画が持ち上がり、反対の住民運動が起こったらどうでしょうか。差別はやめろ、ヘイトスピーチはやめろとなりませんか。犯罪率が高くなった時に、規制の妨げになりませんか。 まだ玉村は人口に対しての外国籍率が高くないのであまりピンときていないかもしれませんが、外国人による治安の悪化は軽視してはいけない問題です。 実際、隣県の川口市は、治安の悪化により、24年に日本人が4千人転出しています。 私の懸念は、この条例が、本当はヘイトスピーチ規制が目的なのではないか、ということです。(ヘイトスピーチ規制条例だと、今の情勢ですと反発が起こるため) そうでなくとも、この条例をきっかけに急速な移民推進に繋がったり利権を得ようとする者が現れる事も心配です。 考えすぎだ、まだ起きていないことだと言われそうですが、条例にするなら、最悪のシナリオになったときの対策もしっかりと考えたうえでお願い致します。 正直、急いで制定に動かず、町民の意見、国の動向をゆっくりと見てからでも良いのではないかと思います。どうか玉村町が、川口市のようなことになりませんように。	懸念されます。 近年では、特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本の社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動が、「ヘイトスピーチ」として社会問題になっており、国においては、平成28年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)を制定しています。 仮定のことであるため断定的には申し上げられませんが、例えば、モスクの建設計画に対する反対意見が、当該建設によって生じる交通量の増加や騒音等の客観的、合理的な懸念に基づくものであれば、当該意見は不当な差別には該当しないものと考えています。一方、その意見が、外国人に対する根拠のない偏見、排他的な感情にのみ基づく場合には、ヘイトスピーチ解消法の観点からも注意が必要であると考えています。 玉村町では、本条例の制定により、日本人であるか外国人であるかを問わず、「不当な差別を許さない」、「互いに人権を尊重し合う」理念を、町全体で広く共有したいと考えています。 本条例は、「あらゆる不当な差別を許さない」という町の姿勢を示すものであり、「ヘイトスピーチを規制する」ことだけを目的とするものではありません。 国籍に限らず、年齢や性別、ジェンダーアイデンティティ、出自、障がいの有無など、誰もが個性を有しています。様々な個性

番号	ご提出いただいたご意見等の内容	町の考え方
		を有する人々が、玉村町で共に生活をする上で、互いに個性を尊重し、人権侵害が生じない社会を築いていきたいと考えています。
4	(1)　この条例の目的を「達成」とは、何を指しているのでしょうか。 (2)　玉村町が考える、あらゆる差別をなくした先にあるものは、具体的に何になりますでしょうか。 (3)　玉村町がこの条例をもとに推進するプロジェクトに対して、町民が不満に思っていて声を出しても、それは「不当に妨げる行為」だと判断されてしまうのかと不安になります。例えば、玉村町がイスラム教のモスクを建設するとして、それを町民は反対できなくなるのでしょうか。	(1)　本条例の目的は、第１条(目的)において規定するとおり、「誰もが互いに個性を尊重し、人権侵害が生じることのない社会を実現すること」であり、当該社会の実現をもって、本条例の目的が達成されるものと考えています。 (2)　玉村町として、町民及び事業者の皆さまとともに、あらゆる不当な差別をなくすことにより、一人ひとりの個性が尊重され、人にやさしい明るい共生社会につながり、誰もが安心して生活でき、「暮らすなら、ここがいい。」と思える玉村町をつくりたいと考えています。 (3)　第６条第２項において、「何人も、この条例の目的を達成するため町が実施する施策を不当に妨げる行為をしてはならない。」と規定していますが、町が実施する施策に対して、抗議や反対意見を表明することが、そのことのみをもって直ちに「不当に妨げる行為」に該当するとは考えていません。日本国憲法のもとでは、表現の自由や言論の自由が保障されています。このことは、民主主義社会において非常に重要です。町の施策に対する正当な意見を、町が恣意的に「不当に妨げる行為」と捉

番号	ご提出いただいたご意見等の内容	町の考え方
		えることはあってはならないものと考えています。
	(4)　「人種、民族、国籍」とありますが、日本になじむ気も無く、ルールを守らず、犯罪をしてしまう外国人に対しても、この条例は適用されるのでしょうか。 　この１年は、外国人問題はとても繊細でシビアな事になると思っています。ですので、今この条例を施行するタイミングではないと私は思っています。	(4)　本条例は、外国籍の住民にも適用されます。 　また、日本国内において生活する上での各種法律や、ごみの出し方といった地域のルール等に従うこと、他人を思いやりながら生活することは、外国籍の住民であっても、日本人と同様に求められます。 　地域社会の一員として暮らす外国籍の住民が増加する中で、言語や生活習慣などの違いによる相互理解の不足から、外国籍の住民に対する不当な差別や偏見が生じ、人権侵害につながることが懸念されます。 　人種、民族、国籍を問わず、誰もが同じ地域住民として、等しく幸せに生きる権利を持っています。本条例を制定することにより、あらゆる不当な差別とそれに基づく人権侵害が生じない社会をめざします。 　また、言語や生活習慣などの違いによる相互理解の不足を解消するための取組を引き続き進めます。
	(5)　この条例の罰則は、どのような内容になりますでしょうか。	(5)　【番号２(1)】のご意見に対する町の考え方をご確認ください。